

# 委託契約書(案)

一般社団法人能登半島広域観光協会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）の間に次のとおり委託契約を締結する。

## （信義誠実の義務）

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

## （委託事業）

第2条 甲は、乙に令和5年度ふるさとタクシー運行業務（〇〇区域）（以下「委託事業」という。）の執行を委託する。なお、乙は、委託事業の執行にあたっては次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）運行区域は羽咋郡市以北の県内全域とする。但し、主な担当区域は〇〇市（町）とする。
- （2）委託事業の詳細は、甲の定めた仕様書によるものとする。
- （3）仕様書の変更を必要とする事由が生じた場合においては、甲の承認を受けなければならない。

## （委託料）

第3条 委託料は金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

## （委託事業の完了期限）

第4条 令和5年7月1日から令和6年3月31日までとする。

## （委託事業完了報告書）

第5条 乙は、委託事業の執行を完了したときは、その結果を記載した委託事業完了報告書を甲へ提出しなければならない。

## （委託料の支払い）

第6条 甲が乙に支払う金額は第3条に定める金額から運賃収入を差し引いた額とする。なお、運賃収入が第3条に定める金額を上回った場合は、乙は、当該上回った額の2分の1を甲に支払うものとする。  
2 前項の規定により、請求書を受領した者は、その日から起算して30日以内に相手方に支払うものとする。

## （委託料の減額）

第7条 乙が、委託事業の一部を執行しなかったときは、甲は委託料の一部を減額するものとする。

## （違約金及び遅延利息）

第8条 乙が正当な理由なく第4条の完了期限までに業務を完了できないときは、契約金額に対し、期限の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払うものとし、この違約金は甲が乙に支払う契約対価の支払の際これを徴収するものとする。

とする。

- 2 甲が正当な理由なく第6条による支払期日を遅延したときは、支払金額に対し、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。
- 3 違約金又は遅延利息の額が100円未満であるときは甲乙共に支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

(法令違反、不正行為等に対する措置)

第9条 乙が、運行事業に関して、法令違反、不正又は虚偽の報告等をしたときは、甲は、その防止、是正のための必要な措置を講じることができる。さらに是正の措置を講じた後も改善されない場合、合意を解除することができる。

(委託契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

- (1) 乙が本合意の条項に違反したとき。
  - (2) 乙が、甲の承認なしに、本契約によって生じた権利又は義務を第三者に委託し、若しくは請負わせ、又は譲渡したとき。
  - (3) 乙が故意に合意の履行を怠り、又は遅延したとき。
  - (4) 乙が正当な理由なく、この合意を履行しなかったとき、又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。
  - (5) 運行事業に関して、必要な法令の定めによる資格、許可もしくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
  - (6) 乙が、合意の履行が著しく困難になったこと、その他やむを得ないと認められる事由によって本合意の解除を申し入れたとき。
- 2 前項により合意を解除した場合、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償責任)

第11条 委託事業の執行によって第三者に与えた損害の賠償については、乙が自己の責任において一切を解決しなければならない。

(機密保持)

第12条 乙は、委託業務の実施によって知り得た機密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務の調査等)

第13条 甲は、必要と認めるときは、業務に関して乙に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができるものとする。

(帳簿等の整備)

第 14 条 乙は、運行事業にかかる乗車人数、運賃収入、運行費用等に関する帳簿を整備し、上記適用期間終了する日の事業年度の翌日から起算し、3年間保管するものとする。

(合意管轄)

第 15 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(反社会勢力の排除)

第 16 条 甲及び乙は、相手方に対し、本契約時において、自己(自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲及び乙は相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができる。

3 甲または乙が前項の規定により、本契約を解除した場合には、これによる相手方の損害を賠償する責めを負わない。

4 第 2 項の規定により甲または乙が本契約を解除した場合において、相手方は解除者に生じた損害について賠償する責めを負う。

(疑義の決定)

第 17 条 この契約の条項又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 石川県輪島市三井町洲衛 10-11-1  
能登空港ターミナルビル 1 階  
一般社団法人能登半島広域観光協会  
理事長 谷口 和守

乙